

シナリオ秘密保全法シンポジウム寸劇 ～ナンバ巡査部長の裁判～

1 あらすじ

裏金作りを上司から指示された警察官が、裏金作りに疑問をもち、捜査報償費の領収書を新聞記者に渡し、内部告発しようとするが、報償費の支出に関する情報は、全て特別秘密に指定されており、その警察官は、逮捕され、起訴されてしまう。

ところが、その刑事裁判は、とんでもないことに…

2 登場人物

海山中央警察署 ナンバ ヨシロウ巡査部長…

海山中央警察署 ウメダ ジュウゾウ会計課長…

新聞記者 アズマ エイジ（出演なし）

裁判官 ニシ テンマ…

検察官 キタ シンヂ…

弁護士 ヨドヤバシ キミコ…

法廷楽士サリエリ…

ナレーション…

3 スタッフ

脚本 畠田健治

演出

その他，秘密保全法対策プロジェクトチームの皆様

(特別報告終了)

司会：豊永会員、ご報告ありがとうございました。

それでは、ただいまから、弁護士有志による寸劇をご覧ください。脚本は、前副会長であり、このPTのメンバーである畠田会員による書き下ろしです。実は、畠田会員は、前回のシンポの寸劇でも脚本を担当されています。今回は、重要な役回りで出演もされています。それではご覧下さい。

(司会が紹介している間に、下手(向かって左)に机と椅子を配置。ウメダは座っておく)

ナレーション：ここは海山中央警察会計課の一室

1 海山中央警察 会計課

(ナンバ、上手から入って来て、階段を上がってちょっとしたところで止まる)

ナンバ：課長、お呼びですか

ウメダ：ナンバ君、よう来てくれた。ま、ま、こっち入りたまえ。ここにある3人分の住所・氏名な、こちらの領収書に書き写してくれへんか。

(ナンバ、近寄ってウメダから紙を受け取る。)

ナンバ：これ、何ですか

ウメダ：これか、これはやな、組織を運営するために必要な行為や。

ナンバ：なんで、僕が書くんですか。ここに、領収書と書いて、但し書きで報償費と書いてるから、実際に報償費もろた人が書いたらよろしいやないですか。

ウメダ：うーん。わかってくれへんかな。(咳払い)。実は、この人らはやな、電話帳で、わしが、適当にピックアップした人や(咳払い)。したがって、領収書はもらわれへんのかや

ナンバ：え、ということは、報償費が出ているというのも嘘ですか。

あ、思い出した。先輩が、昇進したらいろんなことやられるというのとったけどこのことやったんか。

ウメダ：そうや、みんなやってきてるんや。いうたやろ、組織をな、運営していくためには、お金がいるんや。こういうふうには、お金が出たことにして、プールして、幹部の皆さんの手当てや、栄転する時の選別を送ったりするんや。あ、もちろん、部内の宴会にも使うで。

ナンバ：これって、裏金いうやつですか

ウメダ：人聞きの悪いこというな。組織を維持，運営するための費用や。

ナンバ：警察で，そんなことが許されるんですか。

定年間際の人間が，前途ある若い警官を犯罪に巻き込まんで欲しいわ。このことは，新聞記者に内部告発させてもらいますわ！

(ナンバ、紙を机の上に叩きつけて、上手に退場)

ウメダ：ナ、ナンバ君！。えらいこっちゃ。署長に相談しよう。

(ウメダ慌てながら下手に退場)

暗転

2 ナレーション

海山県警では，裏金作りが組織ぐるみで行われていました。実際に報償費が支払われていないのに，架空の領収書を偽造し，これらのお金をためて，幹部のヤミ手当，栄転の際の餞別，官官接待など，通常の会計基準ではおよそ認められない支出に充てられていたのです。

ナンバが内部告発することを怖れた海山県警本部長は，報償費に関する資料一切を直ちに特別秘密に指定しました。

そうとは知らず，ナンバ巡査部長は，友人の新聞記者アズマエイジに相談して，ウメダが持っていた偽の領収書の内容を公表しようとしたのですが，海山県警に事前に察知され，秘密保全法違反で，逮捕され，起訴されました。

そして，裁判の当日。

(ナレーション中に、正面奥に司会台、上手に机と椅子、司会台の前に「証人席」と書いた椅子を配置。下手の机と椅子はそのまま。ナレーション後半で、ニシとサリエリ以外は入場。サリエリは裁判官上手横。)

点灯

(ニシおもむろに入場)

3 法廷

ニシ：今から，被告人ナンバヨシロウさんに対する秘密保全法違反被告事件の審理を始めます。

それでは，まず，検察官，起訴状を朗読して下さい。

キタ：被告人は，アズマエイジと共謀して，平成25年4月20日，海山市海山中央所在の喫茶店「エン」において，特別秘密である報償費支出に関する情報を漏えいしようとしたものである。

罪名及び罰条、故意漏洩未遂罪、秘密保全法第10条、第12条、第40条違反
以上につき、ご審理願います。

ニシ：検察官，弁護士，被告人，この裁判は，ご承知のとおり，秘密保全法違反の裁判
あります。ゆえに，特別秘密に該当するようなことは，言わないでください。特別秘密に
該当することを言うと，秘密保全法違反で処罰されますので，ご注意ください。
特別秘密に該当することを話した場合には，誰の発言であっても，私の横にいる法廷楽士
によるピー音が入りますので，お気を付け下さい。

それでは，被告人，検察官が朗読した記訴状の中で，事実と違うところとか，なにか言
いたいことはありますか。

ナンバ：いや，特別秘密と言われますが，私は…ピー…（虚偽の領収書をつかった裏金作
り）を内部告発しようとしただけです。その…ピー…（領収書）には，…ピー…（電話
帳から取った伊藤さんという人の住所氏名）と…ピー…（金額）と但し，…ピー…（報償
費として支払う）と書いてあっただけです。

ニシ：弁護人のご意見は，いかがですか。

ヨドヤバシ：被告人は，上司であるウメダ会計課長から書くように指示された…ピー…（領
収書）の内容を公表しようとしたに過ぎません。ウメダ課長は，被告人に対して，…ピー
…（領収書）に，…ピー…（電話帳から抽出された伊藤さん外2名の住所氏名）を書けと
命じたのです。

これは，犯罪事実であり，これを漏えいしても違法とはなりません。

キタ：いやいや，本件…ピー…（領収書）に例え…ピー…（虚偽の事実）が記載されてい
ても，報償費の支出に関する情報は特別秘密に指定されているのですから，違法です。

ヨドヤバシ：そんなことは，ないでしょう。特別秘密の中味が何か分からなければ，被告
人が行った行為が，罰すべきものか，どうか，わからないじゃないですか。

現に，被告人が公表しようとしたのは，…ピー…（報償費のニセの領収書の中味）なん
ですから。

ニシ：じゃ，弁護士，…ピー…（領収書の宛先）が，…ピー…（電話帳から抽出した者）
であるという証拠を出してください。

ヨドヤバシ：裁判長，その…ピー…というのは，…ピー…のことでしょうか。

ニシ：そうです，…ピー…は，…ピー…のことに決まってるじゃないですか。

ナレーション

法廷では、延々とピー音が鳴り続けています。

こんな裁判には、だれも納得できないと思います。

秘密保全法が成立し、警察のお金の支出に関する情報が、特別秘密に指定された場合、裁判では、こんなことが起きるかもしれません。

被告人とされた者は、特別秘密の内容が、どんなものかを明らかにすることができず、裁かれてしまうのです。

ピーーーーー

暗転、終了